

高山小学校「いじめ防止基本方針」

平成31年4月1日

I 「いじめの防止」の基本的な考え方

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、どこでも起こりうるものである。教職員は、いじめを絶対に許さないという信念をもち、日頃から、ささいな兆候も見逃さないように努めるとともに、すべての児童が安心して安全に学校生活を送れるように学校全体で組織的に対応していく必要がある。

本校では、家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの未然に防止及び早期発見に取り組み、いじめが発見された場合は、適切かつ迅速に対処し、自他を大切する心や自己肯定感、望ましい人間関係を構築していく力を育てていくために、「いじめ防止基本方針」策定する。

2 本校のいじめの定義

- (1) 自分より弱い者に一方的に精神的または肉体に攻撃を与える。
- (2) 継続的に加害行為をつづける。
- (3) 加害行為をしている意識がなくても、被害側が深刻に精神的苦痛を感じている。
- (4) 学校内外を問わず、いじめとの判定が困難なものも被害児童の立場に立って判断するものとする。

*いじめにあたるか否かは、複数の教員にて総合的に判断する。

3 いじめの発生を未然に防ぐために

- (1) 児童一人ひとりを大切にした学級づくりや学習活動を考えることで、問題が発生しにくい風土をつくる。
 - ①自己肯定感・自己有用感を育む
 - ②一人一人の思いを聴き合う関係を築き、学び合う楽しさを味わえる授業づくりに努める
- (2) いじめを自分自身の問題として考え、児童の自主的ないじめ防止活動を推進する。
- (3) いじめの発見にアンテナを高くする
 - ①日常生活の児童の言動や人間関係、表情や様子などの観察
 - ②定期的なアンケートの実施（なかよしアンケート・学級満足度調査など）
 - ③職員間の児童の情報交換
 - ④教育相談や保護者との情報交換
- (4) 日頃から「いじめをしない・許さない」という学校の姿勢を児童や保護者に周知するとともに、家庭との連携を図る。

4 いじめ防止組織

- (1) 生徒指導会議（全職員+SC）
 - ・毎月1回、児童の現状や問題行動、指導について情報を交換するとともに共通した行動を話し合う。

- (2) **いじめ防止対策委員会**（校長・教頭・生徒指導主任・ブロック長・担任
必要に応じて開催 養護教諭・スクールカウンセラー・教育委員会）
- ・いじめに関する情報収集と共有
 - ・いじめ事実の確認と対応策
 - ・当該児童への指導と当該保護者への対応
 - ・外部組織への協力要請
- (3) いじめ防止の日常活動

II 「いじめ」の早期発見に向けての取組

1 「いじめ」の早期発見（教師の観察以外）

- (1) いじめにつながる行為を見逃さず、日頃から情報共有する。
- (2) 「なかよしアンケート」4月6月7月9月10月12月1月3月
- (3) 「いじめ実態調査」「ハイパーQ U」5月、11月（高学年対象）
「学級満足度アンケート」2月
- (4) 家庭訪問5月・教育相談10月
- (5) 児童からの相談や訴え、情報
- (6) 保護者からの相談や訴え、情報
- (7) 地域からの訴え、情報
- (8) その他あらゆる機会ではじめの存在を連想させるものがあれば、調査する。

2 「いじめ」防止の取組の周知

- (1) 学級通信・学年通信
- (2) 学校だより（執筆者：管理職）
- (3) P T A 広報（執筆者：生徒指導主任）
- (4) WEB ページ

3 「いじめ」であるかの判断

- (1) 教師の発見や児童からのアンケートや訴え
- ・いじめの定義に照らし合わせるが、被害を受けた児童の立場に立って聞く。
1対1で聞く。
 - ・加害児童にも聞く。複数の場合には、複数の教員で事情を聞き、後に事実確認をして判断する。
 - ・生徒指導委員会、学年やブロック生徒指導主任等と相談して判断する。
* 明確な事実の確認をしっかりと行い、憶測で判断しないようにする。
- (2) 保護者・地域の方からの訴えがあった場合、学校長の指示のもと担当教員（担任や通学班担当）や生徒指導委員会メンバーが聞き取り調査し、判断する。
- (3) 児童や保護者等から訴えがあったもので「いじめ」と判定されないものでも、真摯に解決に向けて取り組む。

Ⅲ 「いじめに対する措置」 （別途「いじめ防止マニュアル」を参照）

1 教師が発見または児童の訴えで発見した場合の指導

- (1) 被害者からの訴えを、面接して事実確認をする。
- (2) 事案に応じて、「いじめ防止対策委員会」を編成して対応する。
学級・学年での対応、学年ブロックでの対応、学校全体での対応へと指導を広げていく。
- (3) いじめの事実を保護者（被害者・加害者）に連絡する。
- (4) 深刻な「いじめ」の場合いじめの構造を調査する。
- (5) 児童の意識を改善する計画を作り解決に近づける。
- (6) 指導の過程を定期的に保護者等に連絡する。
*教育相談的な手法、例えば：構成的グループエンカウンターなどの継続的な計画を立て、「学級満足度アンケート」で評価しながら継続的に指導し変化を見る。

2 保護者や地域の方からの訴えがあった場合の指導

- (1) 校長の指示のもと事実確認を担当職員（担任・通学班担当など）が行う。
- (2) 「いじめ」と確認されたならば、すぐに対策をとる。
*事案に応じて、「いじめ防止対策委員会」を編成して対応する。学校長の指示のもと、学年やブロックの教員が指導する。結果を保護者に伝える。
- (3) いじめの事実を保護者（被害者・加害者）に連絡する。
- (4) 深刻な「いじめ」の場合いじめの構造を調査する。
*児童の意識を改善する計画を作り解決に近づける。
*指導の過程を定期的に保護者等に連絡する。
*保護者への対応は管理職が行う。

Ⅳ 家庭、地域等との連携

- 1 PTA の各種会議、懇談会、家庭訪問の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年学級だより等を通して協力を呼びかけたりして家庭との連携を推進する。
- 2 日頃から、家庭との連携を密にし、保護者から相談を受けたり、情報の提供を受けやすい雰囲気づくりに努める。
- 3 地域との情報交換を適切に行い、連携地域も巻き込んで防止対策を効果的に推進する。